

資 料

1

【課題事項に係る具体的施策】

4. 保護司の使命

〔現状認識〕

保護司法第1条（保護司の使命）には、「保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。」とある。

これは、保護司の活動は社会奉仕の精神に基づく活動であるという、その本質的特徴を明示するとともに、2つの具体的活動を示し、より良い地域社会づくりと個人及び公共の福祉に寄与するという、活動の目的と意義を明らかにした規定である。

保護司法制定からこれまでの70年以上に渡る間、犯罪や非行の件数は増減を繰り返しているものの、世界的に見ても比較的安定した治安状況が実現できている一つの背景には、「人は変わる」という理念に基づき、地域の子カラをいかに支え合いながら安心して生きていける社会をつくりたいという利他の精神の下、保護司が地道な努力を積み重ねてきたことがあると言っても過言ではない。

令和3年3月に開催された第14回国連犯罪予防刑事司法会議、いわゆる京都コンgresにおいて、世界保護司会議が開催された。そこで採択された京都保護司宣言では、「地域ボランティアは、官ではなく民であるという立場を生かして、罪を犯した人を隣人として受け入れ、同じ目線に立って親身に接することができる」ことから、「これら地域ボランティアの営みは、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(the 2030 Agenda for Sustainable Development)の根底にある「誰一人取り残さない」(No one will be left behind)という理念に合致する」とされた。

高度に発展した資本主義経済社会において、利他の精神や人間愛に基づく保護司制度は社会が持続的に成長していくための礎であり、その価値観はいつの時代においても絶えることなく、社会の根底にしっかりと存在し続けなければならない。

しかしながら、急速に変化する現代社会において、保護司・保護司制度の在り方を見据えた時、保護司の使命はもとより、保護司法に規定されている内容について、ふさわしいものとなっているのか見直す必要があるのではないかとの指摘がある。

〔課題事項に対する保護司の主な意見〕

保護司からは、次のような意見が寄せられている。

①保護司の使命・活動の基本

- ・「あなたのために、地域のために」という基本は変えるべきでない。
- ・保護司としても地域における役割を再認識するとともに、誰もが住みやすい地域の構築の一翼を担うといった観点が大切。
- ・保護司の使命は、あくまでも対象者の改善更生へのお手伝いをするのが最大の使命。
- ・保護司活動は、対象者の処遇だけでなく、犯罪予防活動などの地域活

動も考慮する必要がある。

- ・保護司の使命とは、今までの保護司の活動の積み重ねが整理されたものであり、上から与えられたものではないことを忘れていないか。
- ・保護司の技術的な面を学ぶのも重要だが、そもそも保護司とは何かということを現職の保護司皆が改めて考えることが必要である。
- ・保護司には、それまでのキャリアのためか、指導者意識が強すぎる人が多い。
- ・非常勤の国家公務員であるという「名誉」と「誇り」を傷つけることのない品格を備え、献身的に活動していると認識され、地域の代表として、地域の人々にとって「誇れる存在」であること。更生保護は地域社会の中で行われる。このような保護司の有り様を求め続けることが質の確保につながる。
- ・社会的包摂の理念のもと、罪を犯した人、非行のある少年も、「誰も排除されず、全員が平等に社会に参加する機会を持つこと」、「誰もが地域の一員であるという考え」を持って保護司の職務に当たることが重要。すなわち、持続可能な開発目標（SDGs）の中心にある「誰一人取り残さない」という理念そのもの。
- ・保護司の使命をよく理解していない保護司が散見されるので、自覚させる必要がある。

②これからの時代を見据えた在り方

- ・地域社会が抱える課題は、昨今の価値観の違いや一人ひとりの個性が重視される中、複雑化しているように感じる。大きな目的は、多くの人がその地域において住みやすい環境を創出していくことにある。そのための一つとして、保護司活動が位置付けられる。保護司としても、大きな視点で活動に当たる意識の醸成が必要。
- ・保護司の使命は、一義的には犯罪者・非行少年の改善更生であると考えているが、事件数の減少に伴い、事件を担当していない保護司が増えている。また、犯罪予防活動については、地域社会にある程度浸透しているが、犯罪者等の更生保護が直接的に地域社会に貢献する活動とは捉えにくく、保護司の使命を地域社会の貢献の観点からどのように認識してもらうかが課題。
- ・現在も、これからも、保護司の不変的使命の基本は、保護観察と生活環境調整。中でも重要なのは、まず対象者の話を良く聞く事。保護司は、多能的に活動することを希求するのではなく、単能的な活動をきちんと遂行する意思を確認し、共有し、発信して行くことが必要。
- ・地域社会に貢献する更生保護という理念を大切にし、フォローアップをするなど地域社会に貢献する必要がある。
- ・保護司の使命の内容は、言葉的には素晴らしいが、崇高すぎて理解が難しい部分がある。保護司一人ひとりの理想の保護司像を具現化した、一般の人にも分かりやすい使命を再構築していく必要がある。
- ・保護司の使命は、処遇活動及び地域活動によって成り立っているが、最近では保護観察等事件数が減少していることもあり、犯罪予防活動や関係機関・団体との連携を始めとする地域活動の比重が重くなっている。
- ・地域社会における保護司に対する認知度が低いため、基礎自治体への広報を始め保護観察所が積極的に行うべき。

③保護司法関係

- ・第1条に、「犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり」とあるが、SDGsの文脈からそぐわないので、「犯罪の予防と犯罪や非行をした者でも取り残さない地域社会の建設のための世論の啓発に努め」などと改正すべき。
- ・第1条に、「もつて地域社会の浄化をはかり」とあるが、人は塵芥ではないので、修正すべき。
- ・第1条の「浄化」という文言に、常々、違和感を感じる。「浄化」という文言には、悪いことをした人を排除するというイメージがつきまとう。
- ・現代の、そして、これからの時代を見据えた保護司法における「保護司の使命」として、「誰一人取り残さない社会的包摂」の理念を盛り込むべき。
- ・保護司は、「対象者と向き合い、被害者に心を寄せて活動すること」、「犯罪予防活動を主として地域社会の安寧に寄与すること」などを車の両輪として明確にすべき。
- ・保護司の使命には、保護観察対象者との関係だけでなく、地域社会で求められる活動も取り入れ、地方公共団体や関係機関・団体との協働、連携を強化することを掲げるべき。
- ・今から、70年以上前、昭和25年に制定された法律と今の社会の実態、あるいは、保護司の実際の取組みとの間には、乖離が生じている。第1条は、この法律の存在意義を表すものであり、保護司制度の中核に位置付けられる。
- ・任期は長くして、3年とか4年、5年ごとでもいいのではないか。任期を長くすれば、保護司活動を経験・理解する機会が多くなるし、委嘱手続の簡素化にもつながる。
- ・若い保護司の任期は長くすることも考えられる。
- ・任期はあまり長くすると、なり手の確保が難しくなる。
- ・保護司として適格性を欠く事案や欠格事項に該当する事案が生じた場合には、任期を待たずに解嘱できるようにしてほしい。
- ・人口の減少と高齢化が進む現代社会において、事件数の減少も踏まえて、定数は見直すべきではないか。
- ・全国の保護司定数はさておき、各保護区の定数の見直しはすべきである。
- ・定数にとらわれることなく、柔軟に運用すべきではないか。
- ・事件数の減少を踏まえ、保護区ごとの定数を見直すべきではないか。保護司定数にとらわれすぎるのはよくないのではないか。
- ・地方公共団体は、第17条において、「必要な協力をすることができる」ではなく、「協力をする」に改正すべき。
- ・保護司法については、誰一人取り残さない社会の実現や再犯防止推進法など昨今の状況を踏まえた分かりやすい内容となるよう見直しをすべき。

〔今後講じていく施策等〕

- (1) 保護司法第1条（保護司の使命）に掲げる保護司の使命について、「地域社会の浄化」などの文言が時代にそぐわず伝わりにくいといった意見や保護司の実際の活動と乖離が生じているといった意見がある。こうした意見を踏まえ、保護司は、改善更生を助けることによって再犯防止にも貢献

していること、世論の啓発以外にも犯罪の予防に関する活動を行っていること、地域社会を構成する一員として安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与していることなどを念頭に、更生保護法制全体との調和にも配慮した上、保護司の使命の内容がこれからの時代を見据えたものとなるよう見直しを検討すること。

- (2) 幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには、いわゆる地域の名士にとどまらない多様な保護司像が求められる。その中において、保護司にはその基本的な資質として人格及び行動に誠実さや信頼性が求められることはもとより、保護司会の会員として組織的な活動に取り組むに当たり相互に協力し合うことが要請されること、また、多忙とされるいわゆる現役世代の者であっても、地域活動を含む保護司活動のために必要な時間を調整・確保できるのであれば保護司の適任者たり得ることなども踏まえ、保護司法第3条（推薦及び委嘱）第1項各号に掲げる保護司の具備条件及びその運用の見直しについて検討すること。【再掲】
- (3) 保護司法第2条第2項において、保護司の定数は、全国を通じて、五万二千五百人をこえないものとするところ、人口減少や高齢化、保護観察等事件数の減少を踏まえ、定数を見直すべきではないかなどの意見がある一方で、保護観察等事件数が減少して処遇活動の機会が少なくなってきたものの地域活動の比重が増しており、地域活動には組織力として一定程度の規模が必要であることから定数は維持すべきであるなどの意見があることから、引き続き全国の定数は維持しつつも、保護司適任者の確保に当たっては、適格性を担保する観点から、定数の充足率のみにとられることなく、柔軟に運用すること。ただし、保護区ごとの保護司の定数については、地域の事情や保護司会の意向を勘案して、適時適切に見直すこと。
- (4) 保護司法第7条において、保護司の任期は、二年とするところ、保護司に委嘱されてから、処遇活動や地域活動といった保護司活動を経験・理解する機会を通じて保護司として育てていくことが大切であるため短いといった意見がある一方、あまりに長期の任期とすることは、保護司のなり手確保を困難にしかねないといった意見があることを踏まえ、特に多忙とされるいわゆる現役世代にとって、保護司になることを躊躇させる要因となることなく、保護司に委嘱後、任期中に保護司活動を理解・経験する機会が増えることで、長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、任期の見直しを検討すること。
- (5) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第4条（国等の責務）第2項及び第24条（地方公共団体の施策）に基づき、地方公共団体においても再犯の防止等に関する施策に取り組んでいること、保護司活動と当該地方公共団体の取組は密接に関連していること、保護司からは公共施設内での更生保護サポートセンターの開設や幅広い保護司候補者の推薦などについて、地方公共団体の更なる協力を求める意見があることを踏まえ、保護司法第8条の2（職務の遂行）第3号や保護司法第17条（地方公共団体の協力）の見直しについて検討すること。

- (6) 安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に向け、保護司が果たす役割の中で地域活動の比重や重要性が増していること、地域活動には保護司会及び保護司会連合会の組織力が求められること、保護司組織の維持・運営には、幅広い年齢層の保護司が相互に協力し合いながら保護司会及び保護司会連合会を一体のものとして作り上げていく必要があることを踏まえ、保護司法第13条（保護司会）及び同第14条（保護司会連合会）に関する運用の見直しについて検討すること。【再掲】
- (7) 保護司会及び保護司会連合会は、幅広い年齢層の多様な保護司がその使命を全うできるように育成する上で重要な機能を有していること、保護司会及び保護司会連合会の世代交代を円滑に遂行するためにも、次世代の保護司を育成し、層の厚い保護司組織を構築していく必要があること、保護司の年齢構成に鑑みると、次世代の保護司の育成が急務であることを踏まえ、保護司法第13条（保護司会）及び同第14条（保護司会連合会）に掲げる任務の内容及びその運用の見直しについて検討すること。【再掲】
- (8) いわゆる現役世代が、仕事をしながらでも保護司活動に従事できるようにするため、国若しくは地方公共団体又は事業者若しくは事業主において、保護司活動に対して理解・配慮し、公務員又は従業員から保護司を兼ねることを求められた場合にこれを積極的に許可することや職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討すること。【再掲】

【参照条文】

◎保護司法（昭和25年法律第204号）

（保護司の使命）

第一条 保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

（設置区域及び定数）

第二条 保護司は、法務大臣が都道府県の区域を分けて定める区域（以下「保護区」という。）に置くものとする。

2 保護司の定数は、全国を通じて、五万二千五百人をこえないものとする。

3 保護区ごとの保護司の定数は、法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して定める。

4 第一項及び前項に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。

（推薦及び委嘱）

第三条 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が、委嘱する。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

2 法務大臣は、前項の委嘱を、地方更生保護委員会の委員長に委任することができる。

3 前二項の委嘱は、保護観察所の長が推薦した者のうちから行うものとする。

4 保護観察所の長は、前項の推薦をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、保護司になることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

（保護司選考会）

第五条 保護観察所に、保護司選考会を置く。

2 保護司選考会は、委員十三人（東京地方裁判所の管轄区域を管轄する保護観察所に置かれる保護司選考会にあつては、十五人）以内をもつて組織し、うち一人を会長とする。

3 保護司選考会の委員には、給与を支給しない。

4 この法律で定めるもののほか、保護司選考会の組織、所掌事務、委員及び事務処理の手続については、法務省令で定める。

第六条 削除

（任期）

第七条 保護司の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

（職務の執行区域）

第八条 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。

但し、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときは、この

限りでない。

(職務の遂行)

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

- 一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動
- 二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
- 三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力
- 四 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

(服務)

第九条 保護司は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

- 2 保護司は、その職務を行うに当つて知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない。

第十条 削除

(費用の支給)

第十一条 保護司には、給与を支給しない。

- 2 保護司は、法務省令の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。

(解嘱)

第十二条 法務大臣は、保護司が第四条各号の一に該当するに至つたときは、これを解嘱しなければならない。

- 2 法務大臣は、保護司が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、保護観察所の長の申出に基づいて、これを解嘱することができる。
 - 一 第三条第一項各号に掲げる条件のいずれかを欠くに至つたとき。
 - 二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
 - 三 保護司たるにふさわしくない非行があつたとき。
- 3 保護観察所の長は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かななければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による解嘱は、当該保護司に解嘱の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。ただし、第四条第一号に該当するに至つたことを理由とする解嘱については、この限りでない。

(保護司会)

第十三条 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。

- 2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。
 - 一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整
 - 二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
 - 三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
 - 四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会連合会)

第十四条 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

- 2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。
 - 一 保護司会の任務に関する連絡及び調整

二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会等に関し必要な事項の省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、保護司会及び保護司会連合会に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(表彰)

第十六条 法務大臣は、職務上特に功労がある保護司、保護司会及び保護司会連合会を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(地方公共団体の協力)

第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。

(省令への委任)

第十八条 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。